

一般社団法人成蹊会 代議員選任規程

制 定 平成24年 6月14日
最新改正 平成24年 月 日
成蹊会理事会

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人成蹊会（以下、「成蹊会」という。）定款（以下、「定款」という。）第12条第4項に基づき、代議員の選任のための選挙に関し必要な事項を定める。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 定款第39条第1項に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、会長に対する常設の諮問委員会とする。

3 選挙に関する事務は、委員会がこれを管理し、選挙が公明かつ適正に行われることを確保する。

(選挙管理委員会の構成)

第3条 委員会は、選挙管理委員会委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。委員は、12名以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。再任は、連続して5期を超えることはできない。

3 任期中に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(選挙管理委員会の運営)

第4条 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員選任後、委員長が互選されるまでの間の委員長職務は前委員長が行い、前委員長が委員を退任した場合は、会長が代行する。

5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

7 委員長は、委員会の議事内容を記載した文書（議事録等）を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。

(選挙管理委員会委員の選任)

第5条 委員は、成蹊会役員及び代議員を除く正会員の中から理事会の決議で選任し、会長が委嘱する。

2 委員の選任については、可能な限り各選挙区から1名を選任するものとする。同一の選挙区からの選任は、2名を限度とする。

3 委員は、その任期中、代議員被選挙権を停止される。任期中に辞任等により委員でなくなった場合も、その当初の任期が終了するまでの間は、同

様とする。

(選挙区)

第6条 代議員の選挙区は、別表の定めるところによる。

(定数)

第7条 代議員の総定数は、定款第12条第1項に基づく。

2 各選挙区の代議員定数は、同条第4項に基づき、別表の定めるところによる。

3 各選挙区の代議員定数は、同条同項ただし書に基づき、各選挙区所属の学校卒業生の正会員数を基準としつつ、正会員の卒業学校及び学部または年次あるいは年齢の多様性にも配慮してこれを定めるものとする。委員会が必要と認めるときは、各選挙区の代議員定数の変更を理事会に勧告することができるものとし、理事会は、この勧告を尊重しなければならない。

(選挙の時期)

第8条 理事会は、定款第12条第3項に基づき、代議員選挙の実施日を決定する。

(選挙人及び被選挙人の資格)

第9条 代議員選挙の選挙人及び被選挙人は、定款第14条第2項第1号に基づき、本法人の正会員であって、その権利及び資格を停止されていない者とする。

2 前項の資格に関する基準日は、選挙の実施される年の1月1日とする。

(選挙権及び被選挙権)

第10条 前条第1項の選挙人及び被選挙人は、その者の最終卒業学校または学部の属する選挙区区分に従い、選挙権及び被選挙権を有する。

(公募方法)

第11条 委員会は、成蹊会会誌または成蹊会電子媒体もしくは両手段により代議員の候補者を公募する。

2 代議員候補者の公募に関する事項は、規則にて別途定める。

(立候補)

第12条 代議員になろうとする者は、所定の立候補届に必要な事項を記載し、その者と同一の選挙区に属する本法人の正会員であって、その権利及び資格を停止されていない者1名以上の推薦を得て、期日までに委員会に提出しなければならない。

2 立候補届に関する事項は、規則にて別途定める。

(立候補届の審査と立候補者名簿の公示)

第13条 委員会は、立候補者が提出した立候補届について審査を行い、選挙区ごとの立候補者名簿を作成し、選挙の2週間前までに選挙人に公示しなければならない。

2 前項の公示は、第11条第1項と同様の手段により行う。

(選挙方法)

第14条 委員会は、選挙区の代議員立候補者数が定数を超えた場合、当該選挙区において代議員選任の選挙を行う。選挙は、当該選挙区のすべての候補者に対する投票をもって行う。投票は、信任しない候補者について、立候補者名簿の当該候補者欄に×印を記入する方法による。

2 前項の場合、不信任の得票の少ない順に定数までを当選者とする。

3 選挙区の代議員立候補者数が定数を超えない場合は、立候補者全員を当選者とする。

4 投票に関する事項は、規則にて別途定める。

(会長への報告)

第15条 委員会は、前条により代議員が選任されたときは、遅滞なく会長に報告しなければならない。

(選挙結果の公示)

第16条 会長は、前条の報告を受けたときは、選挙の結果を正会員に公示しなければならない。

2 前項の公示は、第11条第1項と同様の手段により行う。

(規則及び準用)

第17条 本規程の実施に必要な事項については、会長が規則にて別途定める。

2 本規程に定めるほか、委員会の組織及び運営については、本規程と矛盾しない限度で、成蹊会委員会規程を準用する。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第6条及び第7条関係）

〔代議員選挙区及び代議員定数〕

選挙区	選挙区名	定数
1区	成蹊池袋（実務学校・中学校（旧制）・実業専門学校）	1名
2区	成蹊女学校、成蹊高等女学校	2名
3区	成蹊小学校	4名
4区	成蹊高等学校（旧制）	5名
5区	成蹊中学校、成蹊高等学校	20名
6区	成蹊大学政治経済学部	10名
7区	成蹊大学医歯学進学課程	4名
8区	成蹊大学工学部、成蹊大学理工学部	17名
9区	成蹊大学文学部	17名
10区	成蹊大学経済学部	19名
11区	成蹊大学法学部	17名
12区	成蹊大学法科大学院	4名